

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

保健給食課

監査結果公表日 令和6年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和6年5月22日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>教育委員会の附属機関である奈良市学校結核対策委員会の委員に対して、費用弁償が支給されていなかった。</p> <p>委員がその職務のために旅行したときは、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の規定により、あらかじめ定められた額を費用弁償として支給する必要がある。</p> <p>今後は、条例の規定に基づき支給額をあらかじめ定めた上で、適正に支給されたい。</p>	<p>奈良市学校結核対策委員会の委員に対する費用弁償について、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定を適用し、職員等の旅費に関する条例別表第3項に掲げる職員の旅費相当額を支給する旨、令和6年4月1日付けで市長決裁を受けました。</p> <p>今後は、当該規定を基に適正に費用弁償を支給してまいります。</p>